

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(土曜日が休日に
なるときは、その
翌日の発行)

目次

- ◆ 告 示 昭和五十年年度鳥取県一般会計補正予算等
家畜商講習会の開催
保安林の指定の解除
解除予定の保安林
土地改良区の役員の就退任
土地改良事業の認可(十件)
都市計画法六十六条による告示
- ◆ 告 示 鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の
選挙の期日の決定
米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の
委員の選挙に係る選挙人名簿の修正
保母試験の合格者

告 示

鳥取県告示第九百十三号

昭和五十年九月定例県議会で十月八日議決された昭和五十年年度鳥取県一

般会計補正予算及び昭和五十年年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補
正予算は、次のとおりである。

昭和五十年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 繁 三

昭和50年度鳥取県一般会計補正予算

昭和50年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,414,067千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,147,622千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」に
よる。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		千円 16,104,046△	千円 2,557,856	千円 13,546,190
	1 県 民 税	3,578,497△	518,716	3,059,781

3 地方交付税	2 事業税	4,895,814△	2,039,140	2,856,674
	1 地方交付税	37,033,375	213,669	37,247,044
5 分担金及び負担金	1 分担金	1,871,803	191,074	2,062,877
	1 分担金	747,418	89,331	836,749
	2 負担金	1,124,385	101,743	1,226,128
	2 負担金	1,161,424	466	1,161,890
6 使用料及び手数料	2 手数料	332,015	466	332,481
	1 国庫負担金	13,749,579	258,558	14,008,137
7 国庫支出金	2 国庫補助金	20,538,716	3,452,811	24,051,527
	3 委託金	348,152	31,492	379,644
	2 財産売却収入	521,528	417,492	939,020
8 財産収入	1 寄附金	91,869	3,264	95,133
	1 寄附金	91,869	3,264	95,133

11 繰越金	1 繰越金	167,743	503,030	670,773	
	12 諸収入	12,948,529	1,059,067	14,007,596	
13 県債	4 貸付金元利収入	10,488,773	937,150	11,425,923	
	5 受託事業収入	336,077	113,646	449,723	
	7 雑収入	588,894	8,271	597,165	
	1 県債	2,961,000	2,841,000	5,802,000	
	合計	109,733,555	6,414,067	116,147,622	
歳出	款 項	1 総務管理費	4,500,891	87,000	4,587,891
		2 企画費	835,972	23,831	859,803
		6 防災費	99,836	450	100,286
		7 統計調査費	260,329	8,426	268,755
		2 総務費	7,139,258	119,707	7,252,965
		補正前の額	7,139,258	119,707	7,252,965
		補正額			

3 民 生 費	1 社会福祉費	2,982,703	11,535	2,994,238
	2 児童福祉費	2,727,057	14,666	2,741,723
4 衛 生 費	1 公衆衛生費	1,780,659	30,140	1,810,799
	2 環 境衛生費	251,895	3,787	255,682
	5 勞 働 費	698,381	32,614	730,995
6 農 林水産業費	1 勞 政 費	160,656	27,791	188,447
	2 職業訓練費	297,290	4,823	302,113
7 商 工 費	1 農 業 費	5,838,801	76,087	5,914,888
	2 畜産業費	1,127,318	13,038	1,140,356
	3 農 地 費	6,159,527	1,450,479	7,610,006
	4 林 業 費	2,877,090	373,439	3,250,529
	5 水産業費	1,065,884	110,907	1,176,791
8 土 木 費	1 土 木管理費	173,386	3,074	176,460
	2 道 路橋りょう費	8,727,845	540,686	9,277,531
	3 河川海岸費	4,368,773	937,592	5,306,365
	4 港 湾 費	1,586,409	110,652	1,697,061
	5 都市計画費	5,209,074	833,978	6,043,052
	6 住 宅 費	1,761,571	159,646	1,921,217
	9 警 察 費	5,671,172	53,690	5,724,862
9 警 察 費	1 警察管理費	5,085,883	53,690	5,139,573
	10 教 育 費	31,296,476	21,416	31,317,892
	1 教育総務費	1,740,396	8,911	1,744,307
	6 社会教育費	665,583	16,500	682,083
7 保健体育費	639,017	1,005	639,022	
7 商 工 費	1 商業費	4,618,869	447,281	5,066,150
	2 工 鉱業費	4,185,159	484,262	4,669,421
8 土 木 費	3 観 光 費	44,911	133	45,044
	8 土 木管理費	21,827,058	2,594,628	24,421,686

11 災害復旧費		480,922	576,258	1,057,180
	1 農林水産施設 災害復旧費	127,775	221,064	348,839
	2 土木施設災害 復旧費	353,147	355,194	708,341
歳出合計	109,733,555	6,414,067	116,147,622	

第2表 債務負担行為補正
追加

事 項	期 間	限 度	額
米子勤労総合福祉センター土地賃貸借料	昭和50年度から昭和61年度まで		千円 129,892
県単土地改良事業費補助金	昭和50年度から昭和51年度まで		42,000
主要地方道倉吉由良線橋りょう架換工事(瀬戸橋)のうち上部工事	昭和50年度から昭和51年度まで		36,000
一般県道丸山名和線橋りょう架換工事(半川橋)のうち上部工事	昭和50年度から昭和51年度まで		86,000
単県交通安全施設整備工事	昭和50年度から昭和51年度まで		140,000
単県道路改良工事	昭和50年度から昭和51年度まで		286,700
単県舗装新設工事	昭和50年度から昭和51年度まで		131,300
単県橋りょう架換工事	昭和50年度から昭和51年度まで		20,000
河川改修工事	昭和50年度から昭和51年度まで		22,000

変更

鳥取駅前及び米子駅前通り土地地区画整理事業における建築物等の移転又は除却に伴う補償費	昭和50年度から昭和51年度まで	720,000
鳥取県福祉文化会館建設に係る年金福祉事業団融資元利償還補助金	昭和50年度から昭和70年度まで	423,164
並びに財団法人鳥取県高梁促進公社及び財団法人米子都市改造促進公社が鳥取駅前及び米子駅前通り土地地区画整理事業における建築物等の移転又は除却のために借り入れた資金に対する利子相当額との合計額		

第3表 地方債補正

補 正 前	補 正 後	起債の目的		補 正	
		限度額 千円	起債の利率 %	限度額 千円	起債の方法 利率 %
鳥取都市計画都市 高速鉄道山陰本線 及び因美線連続立 体交差化事業	鳥取都市計画都市 昭和46年度 から昭和50 年度まで	千円 9,023,527		鳥取都市計画都市 昭和46年度 から昭和54 年度まで	千円 9,562,651
治山費		千円 64,000	%	千円 66,000	%
道路新設費		千円 30,000		千円 1,030,000	
河川改良費		千円 395,000		千円 935,000	

歳 入	1 国庫補助金	83,052	△	1,780	81,272
	2 繰 入 金	58,404	△	218	58,186
3 繰 越 金	1 繰 越 金	31,764		39,029	70,793
	4 諸 収 入	299,659	△	11,359	288,300
歳 入 合 計	1 貸 付 収 入	299,658	△	11,359	288,299
	合 計	472,879		25,672	498,551

歳 出

歳 出	1 農業改良資金貸付事業費	472,879		25,672	498,551
	1 農業改良資金貸付事業費	472,879		25,672	498,551
歳 出 合 計	合 計	472,879		25,672	498,551

鳥取県告示第九百十四号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条第二項第一号に規定する講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第百五十二号）第一条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開催の日時

昭和五十年十一月二十六日及び二十七日 八時三十分から十七時まで

二 開催の場所

倉吉市巖城 中部総合事務所第二会議室

三 講習の科目及び時間

家畜の取引に関する法令 四時間

家畜の品種及び特徴 四時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

四 受講申込方法

次の家畜商講習会受講申込書に講習手数料として五百円に相当する額の鳥取県収入証紙及び写真（出願前六箇月以内に撮影した縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル、無帽、正面、上半身像のもの）をはり付け、昭和五十年十一月十五日までに、所轄地方農林振興局長を経由して知事に提出すること。

家 畜 商 講 習 会 受 講 申 込 書

収入証紙
はり付け欄

写 真
はり付け欄

鳥取県知事 平 林 鴻 三 殿

家畜商法第3条第2項第1号の規定により開催される家畜商講習会を受講
したいので、申し込みます。

昭和 年 月 日

住 所

郵便番号

氏 名

㊤

鳥取県告示第九百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字篠坂字長途四七一の三

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

鉄道用地とするため

鳥取県告示第九百十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下畑字サコノ平七二五の一四、七二五の二五（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十年十月二十四日

鳥取県知事 平 林、 鴻 三

稲光井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	岡田 芳信	西伯郡大山町中高三七七番地
"	片山 昭郎	野田二四九"
"	小原 善三郎	唐王七〇七"
"	野坂 正己	清原一七一"
"	金田 稔	上中高一三"
"	大塚 英雄	神原一七二"
"	杉谷 勝寿	平二六七"
"	金川 俊道	稲光一五五"
"	金川 貞夫	二三"
"	福見 正義	上万五"

"	山根 亮	四一八"
"	山内 勝次	妻木六八二"
"	来海 保男	荘田六五五"

稲光井手土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	小原 善三郎	西伯郡大山町唐王七〇七番地
"	片山 繁雄	清原一三四"
"	片山 昭郎	野田二四九"
"	金田 稔	上中高一三"
"	岡田 芳信	中高三七七"
"	大塚 英雄	神原一七二"
"	牧 美敏	平三一〇"
"	山内 勝次	妻木六八二"
"	金川 俊道	稲光一五五"
"	金川 貞夫	二三"
"	山根 亮	上万四一八"
"	山根 和雄	四三八"
"	高虫 栄	荘田六四〇"

昭和四十八年四月二十八日開催の通常総代会において総選挙の結果当選し、昭和四十八年五月五日就任 任期四年

鳥取県告示第九百十八号

用瀬町から申請のあつた町営土地改良(居住地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百十九号

用瀬町から申請のあつた町営土地改良(安蔵地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百二十号

河原町から申請のあつた町営土地改良(山土地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百二十一号

東伯町から申請のあつた町営土地改良(伊勢崎第二地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百二十二号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(富吉地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百二十三号

日南町から申請のあつた町営土地改良(笠木地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百二十四号

日南町から申請のあつた町営土地改良(豊栄地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百二十五号

日南町から申請のあつた町営土地改良(福万来地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百二十六号

日南町から申請のあつた町営土地改良(阿毘縁地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百二十七号

日南町から申請のあつた町営土地改良(下石見地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画道路事業 三一五―七余子渡線
- 二 施行者の名称
鳥取県
- 三 事務所所在地
鳥取市東町一丁目二二〇番地
- 四 事業地の所在
境港市竹内町字岡口及び字乳母ヶ池地内

鳥取県告示第九百二十九号

土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第十九条の規定に基づき、鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙の期日を昭和五十一年二月一日と定めた。

昭和五十年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百三十号

土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十一条第四項の規定により、昭和五十年十二月七日執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿の借地権者の部及び土地所有者の部の一部を次のとおり修正したので、同条同項の規定により公告する。

昭和五十年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

借地権者の部中

168	島根県浜田市下府町	西谷キミ子	女	明大昭	37.3.27
168	米子市米原586 井上且子方	西谷キミ子	女	明大昭	37.3.27

に修正する。

土地所有者の部中

336	旗ヶ崎108-2	大田 治雄	男	明大昭	13.10.6
336	旗ヶ崎108-2	大田 治雄	男	明大昭	13.10.6
292	道楽町一丁目9	益尾健太郎	男	明大昭	
292	道楽町一丁目9	益尾 平藏	男	明大昭	3.5.22

公 告

昭和50年8月2日から6日までの間に実施した鳥取県保母試験の合格者は、次のとおりである。

昭和50年10月24日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

丸瀬 圭子	三代ゆりか	山本 栄子	住江 洋子	玉木美紀子
吉田 美鈴	山崎 慶子	高橋 純子	錦織 政代	花田千恵子
井上 澄恵	岡 博子	日下 雅子	中村満理恵	大智 久江
中村 道子	出雲さちこ	狭野 晴美	南場 悦子	前田 敬子
岡本 満子	霜倉多津子	北村 直子	清見 順子	小林 紀子
佐伯 知子	安部 積江			